中学校一般開放(プール)の団体登録(利用)について

- 1 団体登録の要件 ※以下の(1)(2)(3)に該当または(4)に該当する団体
 - (1)中野区在住、在勤または在学する10人以上で構成されているスポーツ活動団体であること
 - (2)18歳以上の代表者を有すること。
 - (3)営利を目的としたスポーツ活動を行う団体でないこと。
 - (4)中野区が認める社会教育団体であること

2 団体登録の方法

登録申請は、中野区役所6階3番スポーツ活動係窓口で受け付けます。※中野区役所は2024年(令和6年)5月に移転します。来庁される場合はご注意ください(新所在地:中野区中野4-11-19)。

「団体登録申請書」に必要事項を記入の上、構成員全員の区内在住・区内在勤または在学の証明書類を添付して申請してください。なお、中学生以下は証明書類の添付は不要です。<u>また、申請は団体の代表者または連絡担当</u>者が行ってください。

3 登録に必要な証明書類

- (1)<u>申請者の証明書類は、原本をお持ちください。</u>それ以外の方の証明書類はコピーでも結構です。ただし、<u>在</u> 勤証明書は全員原本をお持ちください。また、在勤証明書は1年以内に発行されたものに限ります。
- (2)証明書類は有効期限内のものに限ります。また、住民票の写しは6か月以内に交付されたものに限ります。

	証明書類
区内在住	★本人確認 + 中野区在住であることを確認できる書類(現住所が記載されているもの) 例:運転免許証・運転経歴証明書・健康保険証・住民票の写し・学生証・個人番号カード
区内在勤	 ★本人確認 + 中野区在勤であることを確認できる書類 【本人確認】 例:運転免許証・運転経歴証明書・健康保険証・住民票の写し(6か月以内)・学生証・個人番号カード ※在勤確認書類との照合のため、現住所が記載されている部分も確認します 【在勤確認】 例:在勤証明書・健康保険証
	○在勤証明書・・・交付日(1年以内)、区内勤務先名と勤務先住所、代表者名、社印と代表者印の押印、利用登録者各人の氏名、住所、年齢が記載されているもの ○健康保険証・・・区内勤務先名と勤務先住所及び本人の現住所が記載されているもの
	(提示の例) ・運転免許証 + 在勤証明書 ・健康保健証(区内勤務先名と勤務先住所が記載されていない場合) + 在勤証明書 ・住民票の写し + 在勤証明書 ・個人番号カード + 在勤証明書 ・健康保健証(区内勤務先名と勤務先住所が記載されている場合)
区内在学	★本人確認+在学証明書・学生証など中野区内の学校に在学であることを確認できる書類 ・高校生以上の場合、学生証(住所記載有り)※学生証に住所の記載がない場合は住所の確認 のできるものを追加します(健康保険証、運転免許証等) ・中学生以下は、証明は不要です。

4 団体登録申請書記入の注意事項

- (1)電話番号は、携帯電話など、昼間に連絡が取れる番号をご記入ください。
- (2)利用登録者名簿欄に、構成員全員の氏名・フリガナ・住所・年齢をご記入ください。
- (3)虚偽申請や意図的な二重登録など、不正行為が判明した場合は、登録を抹消する場合があります。
- ※急な利用中止等の際の連絡のために、中学校の教職員及び施設管理委託事業者へ団体の連絡担当者の氏名及

び電話番号を提供することがあります。あらかじめご了承ください。

5 登録証の交付

登録完了後、団体には、団体登録証を発行します。※有効期限は2025年(令和7年)3月31日です。

6 団体利用申込

団体登録後、区役所スポーツ振興課窓口に申し込んでください。利用する日の属する月の2ヶ月前の月の初日 (土・日・祝日等を除く)から利用1ヶ月前まで受け付けます。

7 中学校プールー般開放 団体利用詳細

	中野中	第二中	備考
利用可能曜日	平日夜間	平日夜間	土・日・祝日(休日)及び7月・8月を除く
利用コース数	1コース	2コース	
利用限度時間数	2 時間	2 時間	更衣時間を含む

[※]学校利用や地域利用等がある場合は、開放を中止します。

8 利用料(軽減措置後の額)

2024年(令和6年)6月利用分まで1コース3,000円2024年(令和6年)7月利用分から1コース2,400円

9 受付場所・時間および問合せ先

受付場所:中野区役所スポーツ振興課スポーツ活動係(区役所6階3番窓口)

受付時間:午前8時30分から午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

問合せ先:電話03(3228)5537